

＜7月＞就学支援金 手続きフローチャート

※現在の審査結果を確認してから手続きを行ってください。

また、就学支援金の受給希望の有無にかかわらず、『全員』該当する区分の手続きを必ずご確認ください。

現在、就学支援金を受給していますか？

はい

7月以降も引き続き申請しますか？

はい

4月（2・3年生においては昨年7月）申請から
変更はありますか？（保護者情報・課税地等）

いいえ

前回の申請方法は下記のどの方法ですか？

マイナポータル（マイナン
バーカード）を利用し、自己
情報を提出した

オンラインで個人番
号を直接入力した

区分D

区分A

区分B

区分C

全員

高校生等臨時支援金申請

e-shien 申請者向け利用マニュアル

【⑧臨時支援金申請編】参照

～現在～

・「意向なし」の方

・「意向あり」審査結果が
所得制限、不認定の方

いいえ

7月以降は申請しますか？

は

※全員「意向あり」で登録
してください。
審査の結果、所得制限で
不認定となった場合、「高
校生等臨時支援金」が支
給される可能性がありま
す。

＜e-shien＞手続き一覧表

区分A	☆「継続意向登録」＋「収入状況届出」および「高校生等臨時支援金申請」 e-shien 申請者向け利用マニュアル【③継続届出編】のとおりに、スマートフォンやパソコンで登録してください。
区分B	☆「継続意向登録」および「高校生等臨時支援金申請」 e-shien 申請者向け利用マニュアル【③継続届出編P4～P8】のとおりに、継続意向の希望あり・なしをスマートフォンやパソコンで登録してください。 ※①継続支給を希望し、過去に個人番号を提出済の場合は収入状況届出不要
区分C	☆「意向登録」＋「受給資格認定申請」・個人番号（マイナンバー）の提出および「高校生等臨時支援金申請」 e-shien 申請者向け利用マニュアル【②新規申請編】のとおりに、スマートフォンやパソコンで登録してください。 ※マイナンバーカードをお持ちでない場合、個人番号は住民票の写し等で確認が可能です。
区分D	☆「継続意向登録」＋「保護者等情報変更届出」および「高校生等臨時支援金申請」 e-shien 申請者向け利用マニュアル【③継続届出編、④変更手続編】のとおりに、スマートフォンやパソコンで登録してください。

※やむを得ない理由により、紙媒体での申請、課税証明書等での提出を希望される場合は、事務室までご連絡ください。